



鳥取県公報

平成 22 年 10 月 26 日(火)
号外第 9 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県建築士法施行細則の一部を改正する規則 (50) (住宅政策課) 3

==== 公布された規則のあらまし =====

鳥取県建築士法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務等を知事が指定する者に行わせる場合の指定の手続等並びに建築士事務所の登録の実施に関する事務等を知事が指定する者に行わせる場合の規定を定める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 指定登録機関の指定等

ア 2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに2級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務(以下「2級建築士等登録事務」という。)を知事が指定する者に行わせる場合の指定の手続を定める。

イ 2級建築士等登録事務を知事が指定する者に行わせる場合における規定の適用及び当該2級建築士等登録事務に係る事務手続について定める。

(2) 建築士事務所の登録の実施に関する事務及び登録簿等を一般の閲覧に供する事務を知事が指定する者に行わせる場合における規定の適用並びに当該事務に係る事務手続について定める。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第50号

鳥取県建築士法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築士法施行細則（昭和25年鳥取県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（免許）</p> <p>第2条 知事は、<u>前条</u>の規定による申請があった場合においては、免許申請書の記載事項を審査し、申請者が2級建築士又は木造建築士となる資格を有すると認めたときは、それぞれ法第5条第1項の2級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」と総称する。）に登録し、所管総合事務所の長を経由して申請者に第2号書式による2級建築士免許証又は木造建築士免許証（以下「免許証」と総称する。）を交付する。</p> <p>（登録事項の変更）</p> <p>第5条 2級建築士又は木造建築士は、第3条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に<u>前条の届出を行うとともに、免許証又は2級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」と総称する。）を添え、免許証書換交付申請書を所管総合事務所の長を経由して知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 知事は、前項の届出があった場合においては名簿を訂正し、<u>同項の免許証書換交付申請書の提出があった場合においては免許証を書き換えて所管総合事務所の長を経由して申請者に交付する。</u></p> <p>（再交付の申請）</p>	<p>（免許）</p> <p>第2条 知事は、<u>第1条</u>の規定による申請があった場合においては、免許申請書の記載事項を審査し、申請者が2級建築士又は木造建築士となる資格を有すると認めたときは、それぞれ法第5条第1項の2級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」と総称する。）に登録し、所管総合事務所の長を経由して申請者に第2号書式による2級建築士免許証又は木造建築士免許証（以下「免許証」と総称する。）を交付する。</p> <p>（登録事項の変更）</p> <p>第5条 2級建築士又は木造建築士は、第3条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に<u>免許証を添え、その旨を所管総合事務所の長を経由して知事に届け出なければならない。</u></p> <p>2 知事は、前項の届出があった場合においては、<u>名簿を訂正し、及び必要に応じて免許証を書き換えて、所管総合事務所の長を経由して申請者に交付する。</u></p> <p>（再交付の申請）</p>

第6条 2級建築士又は木造建築士は、免許証又は免許証明書（以下「免許証等」という。）を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく免許証再交付申請書にその事由を記載し、汚損した場合にあってはその免許証等を添え、所管総合事務所の長を経由してこれを知事に提出しなければならない。

2 2級建築士又は木造建築士は、前項の規定によって免許証の再交付を申請した後失った免許証等を発見した場合においては、発見した日から10日以内に、これを所管総合事務所の長を経由して知事に返納しなければならない。

（免許の取消しの申請及び免許証等の返納）

第8条 2級建築士又は木造建築士は、免許の取消しを申請する場合には、免許取消申請書に免許証等を添え、これを所管総合事務所の長を経由して知事に提出しなければならない。

2及び3 略

4 法第9条第1項又は法第10条第1項の規定によって免許を取り消された者は、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証等を所管総合事務所の長を経由して知事に返納しなければならない。

（免許証等の領置）

第10条 知事は、法第10条第1項の規定によって2級建築士又は木造建築士に業務の停止を命じた場合においては、当該2級建築士又は木造建築士に対して免許証等の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

（登録状況の報告）

第10条の2 法第10条の20第1項の規定により知事が指定する者（以下「鳥取県指定登録機関」という。）は、県の会計年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(1) 当該四半期における各月ごとの2級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数

(2) 当該四半期における各月ごとの免許証明書の書換交付及び再交付の件数

(3) 当該四半期の末日における2級建築士及び木造建築士の人数

2 前項の報告書には、名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。

第6条 2級建築士又は木造建築士は、免許証を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく免許証再交付申請書にその事由を記載し、汚損した場合にあってはその免許証を添え、所管総合事務所の長を経由してこれを知事に提出しなければならない。

2 2級建築士又は木造建築士は、第1条第1項の規定によって免許証の再交付を申請した後失った免許証を発見した場合においては、発見した日から10日以内に、これを所管総合事務所の長を経由して知事に返納しなければならない。

（免許の取消しの申請及び免許証の返納）

第8条 2級建築士又は木造建築士は、免許の取消しを申請する場合には、免許取消申請書に免許証等を添え、これを所管総合事務所の長を経由して知事に提出しなければならない。

2及び3 略

4 法第9条第1項又は法第10条第1項の規定によって免許を取り消された者は、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証を所管総合事務所の長を経由して知事に返納しなければならない。

（免許証の領置）

第10条 知事は、法第10条第1項の規定によって2級建築士又は木造建築士に業務の停止を命じた場合においては、当該2級建築士又は木造建築士に対して免許証の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

(指定登録機関への書類の交付)

第10条の3 知事は、鳥取県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出、報告書等の送付又は報告書の提出を受けたときは、鳥取県指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

- (1) 法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条の2第1項、法第5条の2第2項及び第3項、法第8条の2又は第8条第3項の規定による届出 当該届出に係る事項
- (2) 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成20年国土交通省令第37号。以下「機関省令」という。）第40条第4項又は機関省令第43条第4項の規定による報告書等の送付 機関省令第40条第2項第2号イ又は機関省令第43条第2項第2号イの修了者一覧表に記載された事項
- (3) 第23条第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の合格者一覧表に記載された事項

(公示)

第10条の4 法第10条の20第3項において準用する法第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項の規定による公示は、鳥取県公報で告示することによって行う。

(指定登録機関の指定手続等)

第10条の5 前3条に定めるもののほか、鳥取県指定登録機関の指定手続その他知事による鳥取県指定登録機関の監督については、機関省令第1章第1節の規定の例による。

(指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用)

第10条の6 鳥取県指定登録機関が法第10条の20第1項の規定により2級建築士等登録事務を行う場合においては、第1条、第2条、第4条から第7条まで、第8条第4項及び第9条の規定にかかわらず、次条から第10条の14までの規定によるものとする。

(免許の申請)

第10条の7 法第4条第2項又は第3項の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする

る者は、2級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書に戸籍謄本又は戸籍抄本を添え、これを鳥取県指定登録機関に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、法第4条第3項の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は前項の免許申請書に外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。

(免許)

第10条の8 鳥取県指定登録機関は、前条の規定による申請があった場合においては、免許申請書の記載事項を審査し、申請者が2級建築士又は木造建築士となる資格を有すると認めるときは、それぞれ名簿に登録し、申請者に免許証明書を交付する。

- 2 鳥取県指定登録機関は、前項の場合において、申請者が2級建築士又は木造建築士となる資格を有しないと認めるときは、理由を付し免許申請書を申請者に返却する。

(住所等の届出)

第10条の9 法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条の2第1項並びに法第5条の2第2項及び第3項の規定による届出は、第3号書式による届出書を所管総合事務所の長を経由して知事に提出してしなければならない。

(登録事項の変更)

第10条の10 2級建築士又は木造建築士は、第3条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に前条の届出を行うとともに、免許証等を添え、免許証明書書換交付申請書を鳥取県指定登録機関に提出しなければならない。

- 2 鳥取県指定登録機関は、前項の届出があった場合においては名簿を訂正し、同項の免許証明書書換交付申請書の提出があった場合においては免許証明書を書き換えて申請者に交付する。

(再交付の申請)

第10条の11 2級建築士又は木造建築士は、免許証等を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく免許証明書再交付申請書にその事由を記載し、汚損した場合にあってはその免許証等を添え、これを鳥取県指定登録機関に提出しなければならない。

- 2 2級建築士又は木造建築士は、前項の規定によっ

て免許証明書の再交付を申請した後失った免許証等を発見した場合には、発見した日から10日以内に、これを鳥取県指定登録機関に返納しなければならない。

(名簿の閲覧)

第10条の12 名簿は、鳥取県指定登録機関の定める場所に備え置いて閲覧に供する。

(免許証等の返納)

第10条の13 法第9条第1項又は法第10条第1項の規定によって免許を取り消された者は、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証等を鳥取県指定登録機関に返納しなければならない。

(登録の抹消)

第10条の14 鳥取県指定登録機関は、知事から免許の取消しの通知を受けた場合又は第10条の3の規定により第8条第3項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合においては、登録を抹消し、その名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

2 鳥取県指定登録機関は、前項の規定によって登録を抹消した名簿を、抹消した日から5年間保存する。

(事務所登録の申請)

第26条 法第23条第1項又は第3項の規定による建築士事務所の登録を受けようとする者は、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号。以下「省令」という。）第20条の規定による登録申請書等を所管総合事務所の長に提出しなければならない。

(登録簿等の閲覧)

第29条 略

(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用)

第30条 法第26条の3第1項の規定により知事が指定する者（以下「鳥取県指定事務所登録機関」という。）が同項の規定により事務所登録等事務を行う場合においては、第26条から第29条までの規定にかかわらず、次条から第34条までの規定によるものとする。

(事務所登録の申請)

第26条 法第23条第1項又は第3項の規定による建築士事務所の登録を受けようとする者は、省令第20条の規定による登録申請書等を所管総合事務所の長に提出しなければならない。

(登録簿等の閲覧)

第29条 略

(事務所登録の申請)

第31条 法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条第1項又は同条第3項の規定による建築士事務所の登録を受けようとする者は、省令第20条の規定による登録申請書等を鳥取県指定事務所登録機関に提出しなければならない。

(事務所登録の通知)

第32条 法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の3第2項の規定による通知は、鳥取県指定事務所登録機関が通知書を交付して行う。

2 法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の4第3項の規定による通知は、鳥取県指定事務所登録機関が通知書を交付して行う。

3 法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の8又は法第26条の規定により登録を抹消され、又は取り消された者は、第1項の規定により交付された通知書を鳥取県指定事務所登録機関に返納しなければならない。

(変更等の届出及び業務に関する報告書の提出)

第33条 法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の5及び法第23条の7の規定による届出は、鳥取県指定事務所登録機関に対して、法第23条の6の規定による報告書の提出は、所管総合事務所の長に対して行わなければならない。

(登録簿等の閲覧)

第34条 法第23条の3第1項に規定する登録簿及び法第26条の3第1項に規定する国土交通省令で定める書類は、鳥取県指定事務所登録機関の定める場所に備え置いて閲覧に供する。

2 法第23条の9各号に掲げる書類(前項の書類を除く。)は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課及び所管総合事務所の生活環境局建築住宅課に備え置いて閲覧に供する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。